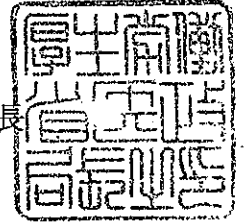


医政発0502第6号  
平成23年5月2日

社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

医政発0502第6号

平成23年5月2日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律の施行について

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。以下「整備法」という。）が平成23年5月2日に公布され、同日以降順次施行されることとされたところである。

これに伴い、医療法（昭和23年法律第205号）については、下記のとおり改正されたところであるので、御了知の上、その事務の運営に当たってよろしく御配慮願いたい。

## 記

### 1. 改正の趣旨

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的かつ計画的に推進するため、医療法について所要の措置を講ずるもの。

### 2. 改正の内容

医療計画に定めるものとされている事項のうち、

- ・ 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項（医療法第30条の4第2項第9号）
- ・ 医療法第30条の4第2項第1号から第12号までに掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項（医療法第30条の4第2項第13号）

については、医療計画に定めるよう努めるものとしたこと（整備法第14条）。

なお、地域医療支援病院については、これまでも紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、医療機関の役割分担と連携の推進に重要な役割を果たしてきたところであり、各都道府県においては、それぞれの地域の実情に応じて、引き続きその整備に努めていただくようお願いする。